

交通事故傷害保險

<交通事故傷害保険の対象となる事故の例>

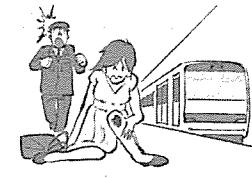
■交通事故

- 運転中に衝突事故でケガをした
- 歩行中に車と接触してケガをした



■駅構内での事故（改札の内側）

- ホームで転倒しケガをした
- エスカレーターで倒れケガをした



■火災事故

- 車からの出火でやけどをした
- 建物の火災でケガをした



(注) 各特約保険金のお支払い対象となる事故については、上記と異なりますので、後記「3. お支払いする主な保険金」をご覧ください。

2. 被保険者（保険の対象となる方）の範囲

交通事故傷害保険における被保険者は、保険証券の本人欄に記載された方となります。

ただし、賠償責任危険補償特約における被保険者は、次の方々となります。

- ① 保険証券の被保険者欄に記載された方
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（※1）
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（※2）の子

※1 親族とは、「本人」の6親等以内の血族および3親等以内の姻族を指します。

※2 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

3. お支払いする主な保険金、保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	<1> 死亡保険金	被保険者が、この保険における事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	<2> 後遺障害保険金	この保険における事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×3%～100%
	<3> 入院保険金	被保険者が、この保険における事故によるケガが原因で医師の指示に基づき入院された場合。 ●所定の入院に準ずる場合を含めることができます。	次のとおり保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
<4> 手術保険金	入院保険金をお支払いする場合に、そのケガの治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合。	手術の種類に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×10・20・40倍 ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	⑥外科的手術やその他の医療処置（ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩職務として、交通乗用具への荷物等の積込みおよび積卸し作業、交通乗用具上の荷物等の整理作業、または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故 ⑪自動車等の乗用具による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑫頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があつても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑬細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状等
<5> 通院保険金	被保険者が、この保険における事故によるケガが原因で通院された場合。 ●往診や通院日以外でギブス等を常時装着した日を含めることができます。 ●平常の生活または業務に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。	次のとおり保険金をお支払いします。 ●通院保険金日額×通院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までの期間中でかつ90日分を限度とします。 ●入院保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たにケガをされても重複してお支払いできません。	⑭自動車等の乗用具による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
基本契約（続き）			⑮頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があつても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑯細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状等
<6> 賠償責任危険補償特約	日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与える、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 ①被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	下記の事故が原因で費用を負担した場合には保険金をお支払いできません。 ①契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ②戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償事故 ③地震・噴火、これらによる津波に起因する賠償事故

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
特約（続き）	<6> 賠償責任危険補償特約（続き）	<p>●保険契約者または被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。</p> <p>●他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払います。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われている場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。</p>	<p>④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故</p> <p>⑤職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故）</p> <p>⑥同居の親族に対する賠償事故</p> <p>⑦借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故</p> <p>⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故</p> <p>等</p>

- (注 1) <1> の保険金は、死亡保険金受取人として指定された方（指定のないときは被保険者の法定相続人の方）にお支払いします。<1>～<6> の各保険金は被保険者にお支払いします。
- (注 2) <2> の保険金は、保険期間を通じ（保険契約の継続に関する特約をセットした契約の場合には保険年度ごとに）、保険証券記載の保険金額が限度となります。
- (注 3) 「天災危険補償特約」が付帯されている契約では、<1>～<5> の各保険金はお支払いできない主な場合の⑧に関係なくお支払いします。
- (注 4) <6> の保険金は、基本契約に「特約」を付帯することにより補償の対象になります。
- (注 5) 「特約」を付帯することにより、基本契約で支払われる保険金を、死亡保険金および後遺障害保険金に限定することや、通院保険金を除いて死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金に限定することができます。
⇒死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約
⇒死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約
- (注 6) <6> の保険金には、契約者または被保険者が、破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。

III ご契約時に次のことにご注意ください

1. 保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」の前の確認事項について
「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をなさる前に下記をご確認ください。
- (1) おすすめしている保険で、お客様がご希望されている補償の内容が満たされていますか。
 - (2) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容は、ご理解いただけましたか。
 - (3) 保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
① 知っている事実を記入されなかった場合や、または事実と相違することを記入された場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできることがあります。
★印を付けた記載項目（他の保険契約等など）の危険に関する重要な事項は、弊社にお申出いただく義務『告知義務』がありますので、ご注意ください。
- (注) ここでいう「他の保険契約等」とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険などの傷害保険や補償内容の全部または一部

が同じ保険契約・共済契約をいいます。

- ② 次の場合、必ず被保険者の同意を得ていただく必要があります。同意を得ないまま保険契約を締結されたときは、保険契約は無効となります。
- イ、死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者（保険の対象となる方）とする契約を締結されるとき（ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合は除きます）。
 - ロ、死亡保険金のみの支払特約を付帯し、他人を被保険者（保険の対象となる方）とする契約を締結されるとき

2. 死亡・後遺障害保険金額などの設定について

ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

特に、死亡・後遺障害保険金の保険金額について以下の a、b のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている保険契約等と合算してそれぞれ1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- a、保険期間開始日時点での被保険者の年齢が満15歳未満の場合
- b、契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合

3. 保険料領収証・保険証券について

保険料お払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。また、ご契約後1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合には、取扱代理店または弊社にご照会ください。

IV ご契約後、次のことにご注意ください

1. 保険契約者の住所変更について

ご契約後、保険契約者が、住所を変更されたときは、ただちに取扱代理店または弊社へご通知願います。

2. 死亡保険金受取人の変更について

ご契約後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます）されるときは、取扱代理店または弊社へご通知願います。
この場合、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意が必要になります。

3. 保険料の払込方法を分割払とする場合の第2回目以降のお払込みについて

- (1) 第2回目以降の分割払保険料は保険証券記載の払込期日までにお払込みください。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込期日後1ヶ月を経過しても分割保険料のお払込みがない場合には、その払込期日後に生じた事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込期日後1ヶ月を経過しても分割保険料のお払込みがない場合、または2回連続して分割保険料のお払込みがない場合は、保険契約を解除することができますのでご注意ください。

4. 保険契約の解除（解約）について

- (1) ご契約後の解除（解約）
保険契約を解除（解約）される場合には、取扱代理店または弊社にお申出ください。
解約条件によっては、保険約款に定めた短期率により保険料を返還または請求することがあります。

ます

(2) 被保険者による解除（解約）

被保険者と保険契約者が異なる場合において、次のいずれかに該当するときは、被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解除（解約）することを求めることができます。

- ① 保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受取るべき者に、保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせまたは生じさせようとした行為や、保険金の請求について、詐欺を行いましたは行おうとした行為のいずれかがあった場合
 - ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

V 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

(1) 基本契約の対象となる事故の場合

ただちに事故の状況や傷害の程度を取扱代理店または弊社へご通知ください。正当な理由がなく、事故発生の日（航空機もしくは船舶の行方不明または遭難の場合は、行方不明または遭難した日）からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご通知のない場合や、提出書類について知っている事実を記載しなかったとき、または事実と相違することを記載したときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 賠償責任危険補償特約の対象となる事故の場合

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況等を事故の日からその日を含めて30日以内に（損害賠償請求を受けたときはその内容をただちに）、取扱代理店または弊社へご通知ください。（損害賠償請求に関する訴訟を提起するとき、または提起されたときは、ただちに書面により弊社にご通知ください。）
 - ② 損害賠償請求の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社の承認を得てください。

2. 保険金ご請求の手続き

- (1) 事故のご通知をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より、保険金ご請求についてのご案内をします。
 - (2) 被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受取るべき者（これらの方の代理人を含みます。）が所定の書類を提出されないときや、提出された書類に知っている事実を記載しなかったときや、または事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、一定の条件に該当する方が、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3. 保険金の請求時期

各保険金のご請求は、以下のとおりご案内する必要書類をご提出ください。

- (注) 保険金請求権は、各保険金を請求できるときの翌日から起算して3年が経過したとき時効となります。

 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡したとき
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じたときまたは事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおったとき、入院（または入院に準ずる状態）でなくなったときまたは事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ④ 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおったとき、通院保険金の支払われる日数が90日に達したときまたは事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ⑤ 賠償責任危険補償特約保険金については、損害の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したとき

4. 保険金の支払時期

被保険者または保険金を受取るべき者が、上記3. の請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な以下の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

効、大効または取消しの事由に該当する争実の有無
また、上記①～④の確認をするため、以下の特別な照会または調査が不可欠な場合には、請求手続きの完了した日からその日を含めて以下に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。

- イ. 上記①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます）・・・
180日

ロ. 上記①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・90日

ハ. 上記③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会・・・120日

ニ. 災害救助法が適用された災害の被災地域における上記①から④までの事項の確認のための調査・・・60日

ホ. 上記①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・180日

- (注1) 上記①～⑤およびイ～ホの確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます）には、これにより確認が遅延した期間については、それぞれの確認期間に算入しません。
- (注2) 上記①～④およびイ～ホの期日以降に保険金をお支払いする場合は、遅延損害金を加算してお支払いします。

VI ご契約内容の登録制度について

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお受けした場合、損害保険会社からの連絡により、(社)日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、その後、当該保険契約について保険金額の増額等の異動手続きが行われた場合または同じ被保険者について新たに保険契約を締結した場合、もしくは当該死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を保険契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を保険契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、(社)日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません。(ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合の当該公的機関への開示を除きます)。

登録内容については、弊社または(社)日本損害保険協会に照会することができます。

(注) 具体的には、保険契約者の氏名・住所・生年月日、被保険者の氏名・住所・生年月日・性別・同意の有無、死亡保険金受取人の氏名、保険金額、保険期間、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。

● 保険約款 目次 ●

交通事故傷害保険 普通保険約款

章	条項	ページ
第1章	用語の定義条項	約款-4
第2章	補償条項	約款-5
第3章	基本条項	約款-9

交通事故傷害保険 特約

略称	特約名	特約番号	ページ
天災危険補償	天災危険補償特約	20	約款-23
死亡・後遺障害のみ支払	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	04	約款-23
法人契約特約	法人契約特約	95	約款-23
保険料分割払(団体用)	一般団体交通事故傷害保険保険料分割払特約	81	約款-23
保険料支払に関する特約	交通事故傷害保険保険料支払に関する特約	82	約款-25
保険料分割払(一般用)	交通事故傷害保険保険料分割払特約(一般用)	113	約款-25
臨時費用	臨時費用補償特約	111	約款-27
死亡・後遺障害・入院のみ支払	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	208	約款-27
後遺障害追加支払	後遺障害保険金の追加支払に関する特約	178	約款-27
入院延長365日	入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)	23	約款-28
入院延長730日	入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)	24	約款-28
賠償責任危険補償	交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約	10	約款-28
訴訟の提起	訴訟の提起に関する特約	29	約款-34
就業中補償対象外	就業中の危険補償対象外特約	27	約款-34
就業中のみ補償	就業中のみの危険補償特約	26	約款-34
管理下中傷害補償	管理下中の傷害危険補償特約	77	約款-34
休日補償対象外	休日補償対象外特約	76	約款-35

略称	特約名	特約番号	ページ
登下校中のみ補償	休日補償対象外および登下校中のみの危険補償特約	75	約款-35
往復途上補償	往復途上傷害危険補償特約（管理下中）	103	約款-35
通算短期率	通算短期率適用契約に関する特約 (団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)	160B	約款-36
通算短期率	通算短期率適用契約に関する特約 (前年活動日実績方式または平均活動日数方式用)	160A	約款-36
1割以内異動不精算	1割以内異動不精算特約	80	約款-37
死亡のみ支払	死亡保険金のみの支払特約	07	約款-37
死亡・入院のみ支払	死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	09	約款-38
準記名 (全員付保全員同一)	準記名式契約特約（全員付保）（同一保険金額用）	85	約款-38
準記名 (全員付保役職別)	準記名式契約特約（全員付保） (職名等別保険金額用)	86	約款-39
準記名（一部付保）	準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）	87	約款-39
長期特約	長期保険特約	195	約款-40
包括契約 (毎月報告・毎月精算)	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	215	約款-43
包括契約 (毎月報告・一括精算)	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	216	約款-44
包括契約 (一括報告・一括精算)	包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）	217	約款-45
共同保険	共同保険特約	218	約款-46
入・通院7日2倍支払	入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	247	約款-46
入院7日2倍支払	入院保険金の7日間2倍支払特約	249	約款-47
災害補償規定等特約	企業等の災害補償規定等特約	256	約款-48
後遺障害保険金支払 条件変更	後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約	448	約款-49
継続特約	傷害保険保険契約の継続に関する特約	84	約款-54
通信販売特約	通信販売に関する特約（一般用）	115	約款-56
クレジットカード支払	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	222	約款-58
初回保険料口座振替	初回保険料の口座振替に関する特約	396	約款-59

この保険約款は、現在販売を停止した特約も掲載しております。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
協会	社団法人日本損害保険協会をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォアクリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害

② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

③ 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害
ア、建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
イ、崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ、火災または破裂・爆発

エ、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

④ 被保険者が、建物または交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害

（注1）これに積載されているものを含みます。

（注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

（注4）入場客を含みます。

（注5）改札口の内側をいいます。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ、酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）

⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑩ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注6）使用済燃料を含みます。

（注7）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. 超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

（注）定期便であると不定期便であるとを問いません。

（2）当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

（注）荷物、貨物等をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲） この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン） (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーター舟艇（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第6条（死亡保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（2）第32条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第32条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表 1 に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表 1 に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表 1 の 1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および 5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し (1) から (3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表 1 の 7. から 9. までに掲げる上肢 (注 1) または下肢 (注 2) の後遺障害に対しては、1 肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の 60% をもって限度とします。
- (注 1) 腕および手をいいます。
(注 2) 脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表 2 のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表 1 に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害 (注) がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。
- 加重された後の後遺障害の状態に対応する - 既存障害 (注) に対応する = 適用する割合
割合
- (注) 既にあった身体の障害をいいます。
- (6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第 8 条 (入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
- ① 入院した場合
 - ② 別表 3 のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
- 入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額
- (3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) 第 6 条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 (注) であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (6) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表 4 に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。
- 入院保険金日額 × 手術の種類に応じた別表 4 に掲げる倍率 (注) = 手術保険金の額
- (注) 1 事故に基づく傷害に対して 2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第 9 条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90 日を限度とします。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第 10 条 (死亡の推定)

- 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

- 第 11 条 (他の身体の障害または疾病の影響)**
- (1) 被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 3 章 基本条項

- 第 12 条 (保険責任の始期および終期)**
- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後 4 時 (注) に始まり、末日の午後 4 時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険

金を支払いません。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した傷害については適用しません。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険

金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 前条（1）③に規定する事由が生じた場合
 - ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があつたときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があつた場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- （1）第13条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約

者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条 (保険料の返還ー無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条 (保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第6条 (死亡保険金の支払) (1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還ー取消しの場合)

第17条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条 (保険料の返還ー解除の場合)

(1) 第13条 (告知義務) (2)、第19条 (重大事由による解除) (1) または第22条 (保険料の返還または請求ー告知義務等の場合) (2) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) の規定により、保険契約者がこの保険契約(注) を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3) の規定により、被保険者がこの保険契約(注) を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第26条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険

契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) もしくは (2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第8条 (入院保険金および手術保険金の支払) (1) ①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④ 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない場合における被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない場合における被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における、(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第30条(時効) 保険金請求権は、死体を通過するときまたは死体の運送中の半空地帯は死体の運送途上に保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合

は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人となります。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）被保険者が複数である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

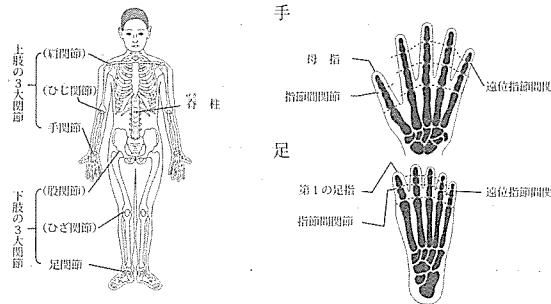
第38条（準拠法）この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	100%
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	80%
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	20%
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀しゃく、言語の障害	100%
(1) 咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 齒に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	15%
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	40%
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	60%
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	20%
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	10%
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7. から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第7条（後遺障害保険金の支払）(5)の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の関節の説明図によります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1) (2)の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

注1 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表1・注2の関節の説明図によります。

注2 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(6)の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
(2) 緩張筋形成術、頸面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（拔釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（拔釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（拔釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（拔釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、拔釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（拔釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髓硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（拔釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜囊形成術	10
(3) 眼窩プローブ（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10

13. 眼球・眼筋の手術	
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩憩着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎顎微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20

22. 頭面骨、頸関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頭骨・上頸骨・下頸骨・頸関節観血手術（頸関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿管観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切斷術	40
(5) 精丸・副精丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経緯操作を除く。）	20
(7) 膀胱縫閉鎖術	20
(8) 造瘻術	20
(9) 膜壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合
1か月まで	1/12
2か月まで	2/12
3か月まで	3/12
4か月まで	4/12
5か月まで	5/12
6か月まで	6/12
7か月まで	7/12
8か月まで	8/12
9か月まで	9/12
10か月まで	10/12
11か月まで	11/12
12か月まで	12/12

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○
13. その他当会社が第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

交通事故傷害保険 特約**天災危険補償特約** (特約番号：20)

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)⑨および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約 (特約番号：04)

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

法人契約特約 (特約番号：95)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）から第9条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

一般団体交通事故傷害保険保険料分割払特約 (特約番号：81)

第1条 (用語の定義) この特約で用いられる用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払い込まれるべき分割保険料の払込みのなかつた払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で除した保険証券記載の金額をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払) 当会社は、この特約により、保険契約者が分割保険料で払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込み) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保

保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その金額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金または後遺障害保険金について、1被保険者についてその保険金額の全額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分成割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の取扱い）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。また、解除の効力が生じる日までに当会社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていた場合は、保険契約者は、その傷害または損害を被った被保険者の未払分成割保険料のうち傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(4) 第3条（分割保険料の払込み）の規定による第2回目以降の分割保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、その払込期日に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第8条（保険契約の解除の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に普通保険約款第13条（告知義務）(2)、第18条（保険契約者

による保険契約の解除）、第19条（重大事由による解除）(1)、第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)および(4)ならびに第22条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定によりこの保険契約の全部または一部を解除する場合において、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていたときは、保険契約者は、その傷害または損害を被った被保険者の未払分成割保険料のうち傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

交通事故傷害保険保険料支払に関する特約（特約番号：82）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

交通事故傷害保険保険料分割払特約（一般用）（特約番号：113）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払い込まれるべき分割保険料のなかつた払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で除した保険証券記載の金額をいいます。
未払分成割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が分割保険料で払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による

傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

- 第5条（追加保険料の払込み）** 前段まで既に保険料を支払った場合は、この規定による追加保険料を支払う場合
- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
 - (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）** 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み） 年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金または後遺障害保険金について、1被保険者についてその保険金額の全額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。また、解除の効力が生じる日までに当会社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていた場合は、保険契約者は、その傷害または損害を被った被保険者の未払込分割保険料のうち傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
- (4) 第3条（分割保険料の払込方法）の規定による第2回目以降の分割保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第8条（保険契約の解除の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に普通保険約款第13条（告知義務）(2)、第18条（保険契約による保険契約の解除）、第19条（重大事由による解除）(1)、第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)および(4)ならびに第22条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定によりこの保険契約の全部または一部を解除する場合において、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていたときは、保険契約者は、その傷害または損害を被った被保険者の未払込分割保険料のうち傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

臨時費用補償特約（特約番号：111）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が第三者の行為によって普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

第2条（臨時費用保険金の支払額）

当会社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

① 日本国外における事故

② 被保険者と生計を共にする同居の親族の行為

第4条（保険金の請求）

保険金を受け取るべき者が臨時費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）(2)および(3)に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）(2)および(3)の規定中「死亡保険金」とあるのは「臨時費用保険金」と、第27条（保険金の請求）(1)①の規定中「死亡保険金」とあるのは「臨時費用保険金」と、それぞれ読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約（特約番号：208）

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

後遺障害保険金の追加支払に関する特約（特約番号：178）

当会社は、普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（365日用）（特約番号：23）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3) (1)の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて365日以内に普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(6)に規定する手術を受けたときは、(6)の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（730日用）（特約番号：24）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3) (1)の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて730日以内に普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(6)に規定する手術を受けたときは、(6)の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約（特約番号：10）

第1条（用語の定義）この特約における用語の意味について、次に示すとおりです。この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
住宅	保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
日常生活	住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）当会社は、被保険者が、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(注) 以下「事故」といいます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務（注2）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 ⑨ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
 （注2）家事を除きます。
 （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
 （注4）空気銃を除きます。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第10条（事故の発生）（1）（2）に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生および拡大を防止するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害の発生および拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第11条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第7条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第8条（先取特権）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）（3）の場合を除いて差し押さえることはできません。

ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条（支払保険金の範囲）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第10条（事故の発生）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行し、他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するため必要な手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、（1）のいずれかの規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①または④に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② （1）②に違反した場合は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ （1）③に違反した場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた部分

第11条（当会社による解決）

- （1）当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （2）被保険者が、正当な理由がなく、（1）の協力に応じない場合は、当会社は、（1）の規定は適用しません。

第12条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被つた損害の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受

けた者の印鑑証明書

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいざれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合は(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、

後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第26条（事故の通知）、第27条（保険金の請求）、第28条（保険金の支払時期）および第31条（代位）の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第12条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」

② 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」、(4)

の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」、(5) の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」

③ 第19条（重大事由による解除）(1) ①および(2) の規定中「傷害」とあるのは「損害または傷害」

④ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(5) の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

附則

(1) 第8条（先取特権）(1) および(2) の規定ならびに第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第8条（先取特権）(3) の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（注）の譲渡または保険金請求権（注）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

（注）保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

訴訟の提起に関する特約（特約番号：29）

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第37条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

就業中の危険補償対象外特約（特約番号：27）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

就業中のみの危険補償特約（特約番号：26）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、保険金を支払います。

（注）通勤途上を含みます。

管理下中の傷害危険補償特約（特約番号：77）

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害に限り、保険金を支払います。

休日補償対象外特約（特約番号：76）

当会社は、この特約により、被保険者が学校の定める登校日に被った傷害に限り、保険金を支払います。

休日補償対象外および登下校中のみの危険補償特約（特約番号：75）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が学校の定める登校日において登下校中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

第2条（定義）

(1) 前条の「登下校中」とは、授業、学校行事等のため、住居と学校施設（注）とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。

（注）学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、その施設以外の場所で授業、学校行事等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

(2) 被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設（注）から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、(1) の「住居」とあるのを「勤務地」と読み替えて(1) の規定を適用します。

（注）学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、その施設以外の場所で授業、学校行事等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

(3) 被保険者が、(1) の往復の経路を逸脱し、または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、前条の「登下校中」としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登下校中」とします。

往復途上傷害危険補償特約（管理下中）（特約番号：103）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、管理下中の傷害危険補償特約に規定する傷害のほか、被保険者が保険証券記載の行事に参加するため所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券記載の行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

第3条（定義）

第1条（保険金を支払う場合）の所定の集合・解散場所は、保険契約者の備える資料により確定しているものに限ります。

通算短期率適用契約に関する特約

(団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用) (特約番号: 160B)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第2条 (所定の日)

(1) 前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

保険証券に添付の年間活動予定表のとおり

(2) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって(1)の所定の日の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。

第3条 (保険料の返還)

普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が解除された場合でも、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

通算短期率適用契約に関する特約

(前年活動日実績方式または平均活動日数方式用) (特約番号: 160A)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第2条 (所定の日)

(1) 前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

保険証券に添付の年間活動予定表または実績表のとおり

第3条 (保険料の返還)

普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が解除された場合でも、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準用します。

1割以内異動不精算特約 (特約番号: 80)**第1条 (保険金を支払う場合)**

当会社は、この特約により、保険期間の中途において被保険者が増員した場合において、その増員が保険期間の始期における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増員された被保険者が被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第2条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第3条 (被保険者の増員)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者の増員が、保険期間の始期における被保険者数の1割以内であるときは、(2)の規定にかかわらず、当会社への通知は、必要ありません。
- (2) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって被保険者の増員を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(1)に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対する月割により計算した保険料を請求します。
- (3) (2)の規定による通知を怠ったときは(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、前条の規定にかかわらず、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険期間の始期における被保険者数}} \times \frac{1.1 \times \text{保険期間の始期における被保険者数} + \text{増員数}}{\text{保険期間の始期における被保険者数}}$$

第4条 (保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱い)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額が職名等別に定められている場合は、前3条の規定について職名等ごとに適用するものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

死亡保険金のみの支払特約 (特約番号: 07)**第1条 (死亡保険金のみの支払)**

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

当会社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第15条（保険契約の無効）
- ② ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合
- ② 普通保険約款第32条（死亡保険金受取人の変更）(7)

「(7) (2) および (5) の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。」

死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約 (特約番号: 09)

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

準記名式契約特約 (全員付保) (同一保険金額用) (特約番号: 85)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下欄記載の者全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第2条 (被保険者名簿)

- (1) 保険契約者は、常に前条下欄の者の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、保険金を支払いません。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (保険料の返還または請求)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって被保険者の増員または減員を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い保険料を返還または請求します。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、(1) の規定による通知を怠ったときまたは(1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、保険証券記載の被保険者1名} = \frac{\text{保険期間の}}{\text{始期における被保険者数}} \times \frac{\text{入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{被保険者数}} + \text{増員数}$$

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準記名式契約特約 (全員付保) (職名等別保険金額用) (特約番号: 86)

第1条 (用語の定義)

この特約において「職名等」とは第3条 (被保険者名簿) (1) に記入された事項をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下欄記載の者全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第3条 (被保険者名簿)

- (1) 保険契約者は、常に団体員の全員を職名等別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、保険金を支払いません。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (保険料の返還または請求)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって被保険者の増員または減員を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い保険料を返還または請求します。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、(1) の規定による通知を怠ったときまたは(1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数} + \text{その職名等の増員数}}$$

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準記名式契約特約 (一部付保) (同一保険金額用) (特約番号: 87)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(業務)	保険証券記載のとおり
(員数)	

保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険料払込方法	保険証券記載の払込方法をいいます。

第2条（業務従事者名簿）

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、保険金を支払いません。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）
保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険料の返還または請求）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって被保険者の増員または減員を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い保険料を返還または請求します。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、(1) の規定による通知を怠ったときまたは(1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

長期保険特約（特約番号：195）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払い込まれるべき保険料の払込みのなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法に従って払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) 保険料払込方法が一時払以外の保険契約について、当会社が、普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払う場合において、その死亡保険金支払の原因となった傷害を被った日の属する保険年度の保険料のうち、未払込部分があるときは、死亡保険金からその未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

第3条（第2回以後の保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1) の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1)による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1)による解除の場合は、次回払込期日

第4条（第2回以後の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回以後の保険料の払込期日後1か月を経過した後もその保険料の払込みを怠った場合において、前条(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、その保険料の払込期日から、その保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- (2) (1) の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率（注）および方法により割り引きます。

（注） 年5分以内とします。

第7条（保険料の変更－告知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款第13条（告知義務）(3) ③の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。
- ① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
 - ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認し

た日の属する保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(1)の規定を準用して処理します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第8条 (保険料率の改定による保険料の取扱い)

保険期間の中途において、この保険の保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の変更ならびに返還および請求を行いません。

第9条 (保険料の返還一無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料に当会社所定の利率(注)により計算した利息をつけて、保険料を返還します。ただし、普通保険約款第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(注) 年6分以内とします。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、失効した日の属する保険年度に、既に普通保険約款第6条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、当会社は、その傷害の生じたその保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、失効した日の属する保険年度に、既に普通保険約款第6条(1)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、当会社は、その傷害の生じたその保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。この場合に、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還します。

③ ②において、失効した日の属する保険年度に、既に保険金を支払うべき傷害が生じている場合で、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第10条 (保険料の返還一取消しの場合)

普通保険約款第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第11条 (保険料の返還一解除の場合)

(1) 普通保険約款第13条(告知義務)(2)、第19条(重大事由による解除)(1)もしくは第22条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)(2)の規定またはこの特約第3条(第2回以後の保険

料不払による保険契約の解除)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、払込方法ごとに次の方法により保険料を返還します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。

③ ②において、解除の効力が生じた日の属する保険年度に、既に保険金を支払うべき傷害または損害が生じている場合で、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その傷害または損害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、(1)の規定を準用して処理します。

(3) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、(1)の規定を準用して処理します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、(1)の規定を準用して処理します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第12条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)、第23条(保険料の返還一無効または失効の場合)、第24条(保険料の返還一取消しの場合)および第25条(保険料の返還一解除の場合)の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第6条(死亡保険金の支払)(1)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第7条(後遺障害保険金の支払)(5)の規定中「既存障害(注)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」とあるのは「既存障害(注)が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」

③ 第7条(6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」

④ 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは「一時払保険料または第1回保険料領収前」

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)(特約番号: 215)

第1条 (用語の定義) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。

暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

- (1) 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
 (2) 当会社は、(1)の帳簿に記載のない者に対しては、保険金を支払いません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当会社に通知しなければなりません。
 (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、当会社は、その通知にかかる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その通知の遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によらなかった場合は、保険金を支払います。
 (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
 (2) 当会社は、保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠つた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (3) (1)の規定による確定保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 (4) 第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）（特約番号：216）**第1条（用語の定義）**

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

- (1) 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
 (2) 当会社は、(1)の帳簿に記載のない者に対しては、保険金を支払いません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、当会社は、その通知にかかる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その通知の遅滞または脱漏が保険契約者の故意または過失によらなかった場合は、保険金を支払います。
 (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
 (2) 保険期間の中途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
 (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- （注）当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）（特約番号：217）

- 第1条（用語の定義）** この特約において、「暫定保険料」とは、「保険証券記載の暫定保険料」をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

- (1) 保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
 (2) 当会社は、(1)の帳簿に記載のない者に対しては、保険金を支払いません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事

入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約 (特約番号: 247)

第1条 (用語の定義) この特約において、次の用語は、それぞれ次の意味で用いられます。
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第9条(通院保険金の支払) (1) または(2)に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第8条(入院保険金および手術保険金の支払) (1) に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合には、次に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第8条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金または普通保険約款第9条(通院保険金の支払)の通院保険金として被保険者に支払います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間 (注1)

普通保険約款第8条(1)から(5)までの $\times 2$ = 入院保険金の額
規定により支払われる入院保険金

② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の7日 (注2)

普通保険約款第9条の規定により $\times 2$ = 通院保険金の額
支払われる通院保険金

(注1) 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

(注2) 通院保険金支払事由に該当した日数が7日未満の場合には、通院保険金支払事由に該当した日数とします。

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1) ①の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

(3) 同一事故により入院保険金支払事由および通院保険金支払事由のいずれにも該当した場合は、次に定める方法により取り扱います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間以上の場合には、通院保険金については(1)の規定を適用しません。

② 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、(1) ②の規定により通院保険金を支払う日数は、7日から入院保険金支払事由に該当した期間を差し引いた残りの日数を限度とします。

入院保険金の7日間2倍支払特約 (特約番号: 249)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第8条(入院保険金および手術保険金の支払) (1) に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第5条 (確定保険料) 保険期間終了時に前条(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条 (準用規定) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

共同保険特約 (特約番号: 218)

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項) 保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、入院保険金支払事由に該当した場合には、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{普通保険約款第8条(1)から(5)までの規定により支払われる入院保険金} \times 2 = \text{入院保険金の額}$$

(注) 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

企業等の災害補償規定等特約（特約番号：256）**第1条（用語の定義）**

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定で、保険証券に記載したものをおいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。

(2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。

① 保険金の請求書類が次条①の場合

　　遺族補償額および保険契約者の費用等に充てられる金額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額

② 保険金の請求書類が次条②の場合

　　受給者が保険契約者から受領した金銭の額

③ 保険金の請求書類が次条③の場合

　　保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合は、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（特約番号：448）

当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第7条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{この特約別表に掲げる各等級の後遺障害に}}{\text{対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) この特約別表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① この特約別表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、この特約別表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、この特約別表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同

一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

この特約別表に掲げる加重後の後遺障害既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。」

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

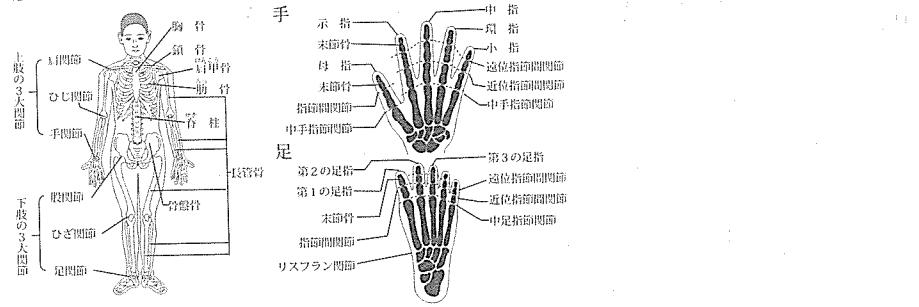
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストランギュラ以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 女性の外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%	

第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男性の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女性の外貌に醜状を残すもの	10%	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまづげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%	

(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男性の外貌に醜状を残すもの	4%
--	----

**注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を
いいます。**

注2 関節等の説明図



傷害保険保険契約の継続に関する特約 (特約番号: 84)

第1条 (用語の定義) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
継続契約	第4条 (継続契約の保険期間) (1) または (2) の規定による保険期間で継続される保険契約をいいます。
継続保険料	継続契約の保険料をいいます。
分割継続保険料	継続保険料を分割して払い込む場合の保険料をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は継続契約されるものとします。以後毎年(注)同様

とします。

(注) 長期保険契約の場合は毎回とします。

第4条 (継続契約の保険期間)

- 継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一の年数とします。
- (1) の規定にかかわらず、長期保険契約の場合において、当会社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年とすることができます。

第5条 (継続契約の内容)

- 前条(1)の規定による継続契約の内容は、継続前契約の満了する日の内容と同一とします。
- 前条(2)の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、継続前契約の満了する日の内容と同一とします。

第6条 (継続契約の保険料および払込方法)

- 継続保険料または分割継続保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- 保険料を一時に払い込む保険契約の場合には、保険契約者は、継続保険料を一括払保険料払込期日までに、払い込むものとします。
- 保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、分割保険料の払込方法を定める特約またはこの特約が付帯された保険契約の普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約者は、第1回分割継続保険料を継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の払込期日に、第2回目以降の分割継続保険料をその翌月の払込期日から毎月払い込むものとします。

第7条 (継続保険料不払の場合の解除)

- 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき一括払保険料払込期日後1か月または第1回分割継続保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (1) の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第8条 (継続保険料不払の場合の免責)

- 保険料を一時に払い込む保険契約の場合において、前条(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、一括払保険料払込期日の午後4時以後に生じた事故による傷害および損害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険料を分割して払い込む保険契約の場合において、分割保険料不払の免責を定める他の特約の規定にかかわらず、前条(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、払込期日後に生じた事故による傷害および損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (継続契約に適用される保険料率および特約)

- 第5条 (継続契約の内容) の規定にかかわらず、この保険契約に適用した保険料率または特約が改定された場合には、当会社は、保険料率または特約が改定された日以後第3条 (保険契約の継続) の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料率または特約を変更します。
- (1) の規定により継続契約の保険料率または特約の変更を行う場合には、当会社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対し書面により通知します。この場合において、保険契約者から保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条 (保険契約の継続) の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。
- 第4条 (継続契約の保険期間) (2) の規定により継続契約の保険期間を1年とした場合における継続契約については、この保険契約に付帯された長期保険に関する特約は適用されないものとします。

- 第10条 (継続契約の告知義務)
- 第3条 (保険契約の継続) の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者になる者は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約（一般用）（特約番号：115）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
継続契約	第8条（継続契約の保険期間）(1)または(2)の規定による保険期間で継続される保険契約をいいます。
継続保険料	継続契約の保険料をいいます。
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
通知書	保険料、保険料の払込期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
通知書等	通知書または引受内容画面をいいます。
分割継続保険料	継続保険料を分割して払い込む場合の保険料をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付する方法
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をする方法
- ③ 当会社が定めるインターネット上の保険契約申込画面に所定の事項を入力し、その画面を当会社に送信する方法

第3条（保険料および保険料の払込方法）

- (1) 前条①に規定する方法により当会社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
- (2) 前条②に規定する方法により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付するものとします。
- (3) (2) の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に返送するものとします。
- (4) 保険契約者より(3)の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合は、当会社は、保険契約者が契約意思の表示を行った際に申し出た保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) 前条③に規定する方法により当会社がその画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してインターネット上の引受内容画面を送信するものとします。
- (6) 保険契約者は通知書の送付を受けた場合または(5)の引受内容画面の送信を受けた場合は、その通知書等に従って保険料を払い込まなければなりません。

第4条（通知書等に記載すべき事項）

通知書等には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ① 保険期間
- ② 保険料およびその払込期限
 - ア. 一時に払い込む場合の保険料およびその払込期限
 - イ. 分割して払い込む場合の第1回分割保険料およびその払込期限
 - ウ. 分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料およびその払込期日
- ③ 払込機関
- ④ クレジットカード払による保険料支払の承認

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、クレジットカード払による保険料支払の場合、責任の始期および終期を定めるこの特約が付帯された保険契約の普通保険約款の規定を適用します。

（注）継続契約の場合は、午後4時とします。

第6条（保険料不払の場合の解除）

当会社は、通知書等に記載された保険料（注1）の払込期限までに払込みがない場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- （注1）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。
- （注2）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第7条（保険契約の継続）

この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は継続契約されるものとします。以後毎年（注）同様とします。

（注）長期保険契約の場合は毎回とします。

第8条（継続契約の保険期間）

- (1) 継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一の年数とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、長期保険契約の場合において、当会社と保険契約者の合意に基づき、継続契約の保険期間を1年とすることができます。

第9条（継続契約の内容）

- (1) 前条(1)の規定による継続契約の内容は、継続前契約の満了する日の内容と同一とします。
- (2) 前条(2)の規定による継続契約の内容は、保険期間を除き、継続前契約の満了する日の内容と同一とします。

第10条（継続保険料および払込方法）

- (1) 継続保険料または分割継続保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合には、保険契約者は、継続保険料を一括保険料払込期日までに、払い込むものとします。
- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、分割保険料の払込方法を定める特約または普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約者は、第1回分割継続保険料を継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の払込期日に、第2回目以降の分割継続保険料をその翌月の払込期日から毎月払い込むものとします。

第11条（継続保険料不払の場合の解除）

- (1) 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき一括保険料払込期日後1か月または第1回分割継続

保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期から将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（継続保険料不払の場合の免責）

(1) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合において、前条(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、一括払保険料払込期日の午後4時以後に生じた事故による傷害および損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合において、分割保険料不払の場合の免責を定める他の特約の規定にかかわらず、前条(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、継続契約の保険期間が始まった後でも、払込期日後に生じた事故による傷害および損害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（継続契約に適用される保険料率および特約）

(1) 第9条（継続契約の内容）の規定にかかわらず、この保険契約に適用した保険料率または特約が改定された場合には、当会社は、保険料率または特約が改定された日以後第7条（保険契約の継続）の規定により保険期間が始まる継続契約の保険料率または特約を変更します。

(2) (1)の規定により継続契約の保険料率または特約の変更を行う場合には、当会社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対し書面により通知します。この場合において、保険契約者から保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第7条（保険契約の継続）の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。

(3) 第8条（継続契約の保険期間）(2)の規定により継続契約の保険期間を1年とした場合における継続契約については、この保険契約に付帯された長期保険に関する特約は適用されないものとします。

第14条（継続契約の告知義務）

第7条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者になる者は、書面、電話、情報処理機器等またはインターネット上の告知画面のいずれかにより、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約（特約番号：222）

第1条（用語の定義） この特約における用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカードの使用が認められた者	法人または団体を含みます。
保険料	保険料を分割して払い込む場合には分割保険料をいい、保険契約の変更に伴う追加保険料を含みます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者がこの保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条（保険料領収の時）

(1) 保険契約者からこの保険契約の保険料の払込みについてクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社がクレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時を、当会社は、保険料領収の時とみなします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っていた場合は、(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（クレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合）

(1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がクレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っていたときは、当会社は、その保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が直接請求した保険料を保険契約者が遅滞なく払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(1)の規定による保険料の払込みを怠った場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (3)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、保険料相当額についてクレジットカード発行会社から領収したことを確認した後に返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合は、確認せずに返還します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約（特約番号：396）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。

初回保険料払込期日	当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。
払込期限	初回保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ初回保険料の払込みを口座振替の方法により行うことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) (1) に規定する保険契約締結の際には、次に掲げる事由をいずれも満たしていなければなりません。

- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料の口座振替に関する依頼書または申込書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること
- (3) (2) に規定する事由が満たされていなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除できます。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 提携金融機関ごとに初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えられることによる初回保険料の払込みが行われた場合は、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前における当会社の支払責任に関する規定は適用しません。
- (2) (1) の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当したことにより初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときであっても、当会社は、初回保険料払込期日に払込みが行われたものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておくものとします。

第4条（初回保険料の払込みが行われなかつた場合）

- (1) 初回保険料の払込みが行われなかつた場合（注）には、保険契約者は、初回保険料を払込期限までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

（注） 第2条（特約の適用）(3) の規定による解除の場合を除きます。

- (2) (1) の場合において、払込期限までに初回保険料の払込みが行われなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (1) の規定による初回保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険期間が始まった後でも、初回保険料領収前における保険金の支払事由に対しては、保険金を支払いません。

第5条（解除の効力）
第2条（特約の適用）(3) または前条(2) に規定する解除の効力は、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

第6条（保険契約の継続について定める特約との関係）

この保険契約に付帯された保険契約の継続について定めのある特約の規定により継続された保険契約については、この特約を適用しないこととします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。